

## 宮崎日日新聞「くらしの相談」掲載記事

### ○住宅用火災警報器の設置義務の広報強化

#### 【行政相談委員意見】

「住宅用火災警報器について、宮崎県では、既存の住宅は平成 23 年 5 月 31 日までに設置することが義務付けられているが、県民にはあまり知られていないように思われる。同警報器の設置は、人命に関わる問題であり、もっと広報を強化すべきではないか。」という意見が行政相談委員から提出されました。

※行政相談委員は、総務大臣に対し、行政運営の改善に関する意見を述べることができます。

#### 【結果】

委員意見の提出を受けた宮崎行政評価事務所が、宮崎県に確認したところ、「県及び市町村では、あらゆる機会をとらえて広報に努めているものの、平成 22 年 12 月時点での同警報機の県内での推計普及率は 46.0 パーセントと全国平均の 63.6 パーセントを 17.6 ポイント下回っており、今後さらに、周知広報を図る必要がある。」ということでした。

このため、宮崎行政評価事務所では、本意見は県内での改善が可能なことから、県に対し、本意見を参考通知し、県において、今後、広報強化に努めることとされました。